

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成29年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2	
		県(起債)		市町負担金	
			A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水
量をベースに各処理区の構成市町
からなる下水道推進連絡協議会で
協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	98,111,060
近江八幡市	67,416,655
草津市	110,008,117
守山市	72,016,849
栗東市	68,923,615
甲賀市	79,868,907
野洲市	67,575,283
湖南市	66,385,577
東近江市	121,825,861
日野町	18,718,036
竜王町	22,287,153
計	793,137,113

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	276,705,872

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	166,154,960
長浜市	184,818,940
東近江市	28,982,280
米原市	51,136,275
愛荘町	39,806,379
豊郷町	10,824,097
甲良町	12,038,016
多賀町	12,038,016
計	505,798,963

○湖南中部処理区(守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	70,231,055
栗東市	64,053,945
計	134,285,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	93,990,052

4処理区合計 1,803,917,000 円

3. 根拠法

下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を
管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、
その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用
の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見
をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成29年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)
大津市	374,816,932
彦根市	166,154,960
長浜市	184,818,940
近江八幡市	67,416,655
草津市	110,008,117
守山市	142,247,904
栗東市	132,977,560
甲賀市	79,868,907
野洲市	67,575,283
湖南市	66,385,577
高島市	93,990,052
東近江市	150,808,141
米原市	51,136,275
日野町	18,718,036
竜王町	22,287,153
愛荘町	39,806,379
豊郷町	10,824,097
甲良町	12,038,016
多賀町	12,038,016
計	1,803,917,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。